

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金

県では、新型コロナウイルス感染症により売上が減少するなどの影響を受けている事業者の皆さまへ、高知県独自の給付金を給付します。令和3年1月も給付対象としました。

対象者

以下のすべてを満たす事業者が対象です。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者であること
- (2) 以下①、②のいずれかを満たし、令和2年12月又は令和3年1月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少していること
 - ① 営業時間の短縮要請に伴い、営業時間を短縮した飲食店等と直接又は間接の取引がある事業者
 - ② 営業時間の短縮要請等に伴う外出・移動の自粛により、直接又は間接的な影響を受けた事業者
- (3) 営業時間短縮の要請（R2.12.16～R3.1.11）の対象事業者ではないこと

給付額

令和2年12月又は令和3年1月の事業収入（売上）における前年同月比での減少額（法人は40万円、個人事業主は20万円が上限。）

申請期間

令和3年2月10日(水)～令和3年5月31日(月)（当日消印有効）

お問い合わせ先

○高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金

申請手続相談窓口（コールセンター）

TEL：088-823-9875

[受付時間] 午前9時～午後5時（土日祝日含む）

詳しくは
こちらから



～申請方法については裏面をご覧ください～



～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課) から印刷又はダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

②次の場所で受け取る (※1)

・県庁本庁舎1階ロビー (土日祝日を含む)

・県合同庁舎及び県税事務所

(平日のみ)8:30～17:15

・各市町村役場

※1月分の申請書は4月19日頃から配付予定

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

・申請書

・該当要件申告書

・売上減少等の証明書 (認定経営革新等支援機関等 (※2)の証明を受けたものに限ります。)

・誓約書 (自署をお願いします。)

(※2) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等など国が認定した機関等

【②添付が必要な書類】

・本人確認書類の写し (法人の場合は法人代表者のもの) (※3)

・営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し (※3、※4)

・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

(※3) 国の持続化給付金の給付通知書 (写し) を提出される場合は不要

(※4) 許可等を必要としない業種の場合は不要

3. 申請書類の提出

○郵送又は県庁ホームページから電子申請

※郵送に当たっては、追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【郵送先】〒780-8570 高知県庁

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係

4. 入金

○申請書の受理後、審査 (※4) を行います。

申請内容に不備がない場合は、受付から2週間程度で口座に振込予定です。

(※4) 審査の結果、不給付となる場合があります。